

第3章 筑後国府跡の概要

本章では、7世紀中頃から12世紀後半にかけて筑後国府の変遷を示す発掘調査の成果を明らかにするとともに、史跡指定に至る経緯、史跡指定地の土地所有状況、土地利用状況について明記する。なお、主な学術用語については以下に示す。

国府	古代日本の律令国家が国ごとに設置した地域支配の政治的拠点。
官衙	古代における役所の総称。
政庁（国庁）	国府の中核施設。儀式・饗宴または政務の場として機能した。久留米市合川町周辺では政庁が三度移転したことが判明している。各政庁を成立順にⅠ期政庁からⅣ期政庁と呼称する。詳細は次の通りである。

名称	所在地区	時期
Ⅰ期政庁	古宮地区	7世紀末頃から8世紀中頃
Ⅱ期政庁	阿弥陀地区	8世紀中頃から10世紀中頃
Ⅲ期政庁	朝妻地区	10世紀中頃から11世紀後半
Ⅳ期政庁	横道地区	11世紀後半から12世紀後半

前身官衙	Ⅰ期政庁の前身となる官衙。7世紀中頃に成立し、7世紀末頃に立地や機能面を含めてⅠ期政庁へ踏襲される。
曹司	政庁の周囲に設けられた国の行政事務や維持・管理・運営に関わる役所群。
国衙	政庁とその周辺に造営された曹司群を含む範囲。
国司館	国府の長官である国司の館。9世紀後半頃。
国府域	国司館・国衙で労役に従事する人々の宿舎や民家等を包括する範囲。

第1節 発掘調査の成果

筑後国府跡は高良山西麓の台地上に位置する合川町を中心に、東西約1.3km、南北約1.0kmの範囲に展開する遺跡である。遺跡の発掘調査は、昭和36年（1961）の九州大学考古学研究室による調査を嚆矢とし、以来半世紀以上にわたり調査を継続してきた。

これまでの調査で特筆すべき点は、7世紀中頃から後半に比定される国府の前身となる建物跡が確認されたこと、政庁域が3回移転していること、律令制度崩壊後の12世紀後半まで、国府が有名無実ながらも存在していた記述が残っていることである。また、Ⅱ期政庁に伴う国司館等の関連施設の構造が判明している点も重要である。

1. 前身官衙

前身官衙は、筑後国府成立以前の7世紀中頃に設置された官衙群で、枝光台地の北西部を中心に広がる。663年の白村江の戦いなど、朝鮮半島を巡り東アジアの社会情勢が不安定だったこの時期、大溝や土塁によって防御された軍事的色彩の強い官衙施設が営まれた。この前身官衙は、北辺長700m、南辺長約300m、南北長約600mの逆台形の小台地上に広がり、自然流路を人為的に整形して造られた大溝を東限とし、西限は高良川とする。北限には台地の北辺に幅6m・深さ3m、断面V字形を呈する延長400m以上の大溝が設けられている。さらに、この大溝には土塁を伴うことが確認されており、有明海に直結した筑後川方面からの防衛を意識したものと思われる。前身官衙に伴う大型建物群は台地中央付近の田代・古宮地区を中心に確認されており、田代地区の四面廂建物がその中心的な施設である。この四面廂建物は、同時期の掘立柱建物で九州最大規模を誇り、平成18年度に国史跡に追加指定された。古宮地区の大型建物群は、北および南部分で検出されている。これらの計画方位はほぼ真北方向で一致し、極めて計画的に造営されている。これらの造営年代は、建物群や東限大溝下層、北限大溝の出土遺物から7世紀中頃から7世紀後半頃と推定されている。この前身官衙は、高良山に築造された高良山神籠石、上津町に築造された小水城・上津土塁とともに、筑紫平野を防衛するための施設と考えられており、白村江の戦い後の緊迫した社会情勢を物語る貴重な遺構であると言える(図3-1-1)。

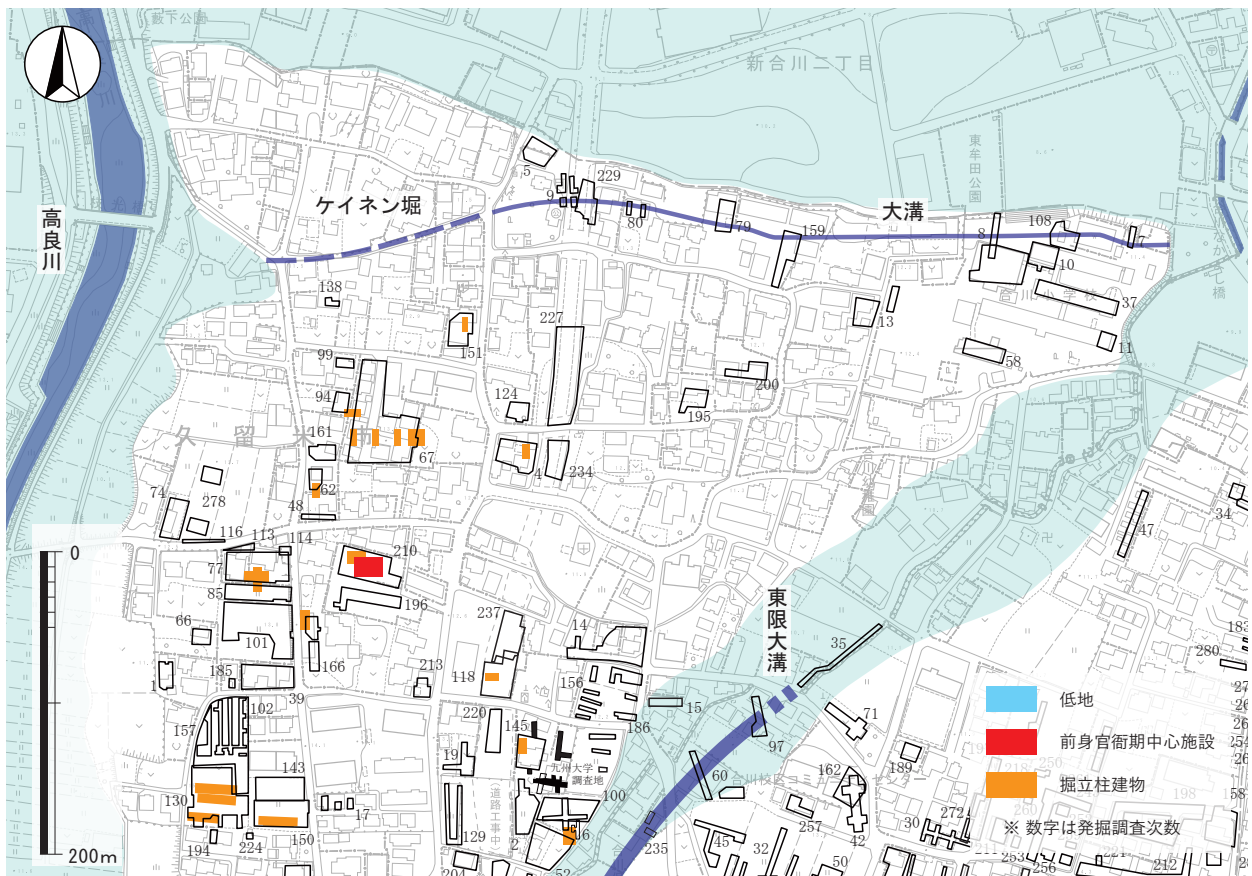


図3-1-1 前身官衙模式図(1/5,000)

2. I期政庁

I期政庁は、筑後国が成立したとされる7世紀末頃、枝光台地の西部に位置する古宮地区に、幅約4mから6mの築地塀・区画溝で囲繞された南北170.5m、東西100m以上の区画が造営される。この区画内部には、その北東部分に正殿・脇殿・前殿にあたる掘立柱建物群が検出されており、中央南寄りには倉庫と考えられる3間×4間の総柱建物2棟、2間×3間のもの1棟が検出されている。南部分では東西棟が検出されているが、施設の大半は政庁域と想定される北東部に集中する。政庁域の建物群は幾度かの重複関係が認められ、4期に細分されるが、基本的に正殿・脇殿の位置は踏襲している。最も古い時期の正殿と考えられる建物柱穴や築地両側溝から、7世紀末から8世紀初頭の遺物が出土している。また、この地区の特徴として転用硯の出土が多く、行政実務を担当した施設であることが看取される。その後、8世紀前半からは築地側溝などは埋没してしまうことから、律令国家の充実に伴ってII期(阿弥陀)政庁が新たに造営されることになる。I期政庁は、筑後国府の成立を示す貴重な遺構である(図3-1-2)。

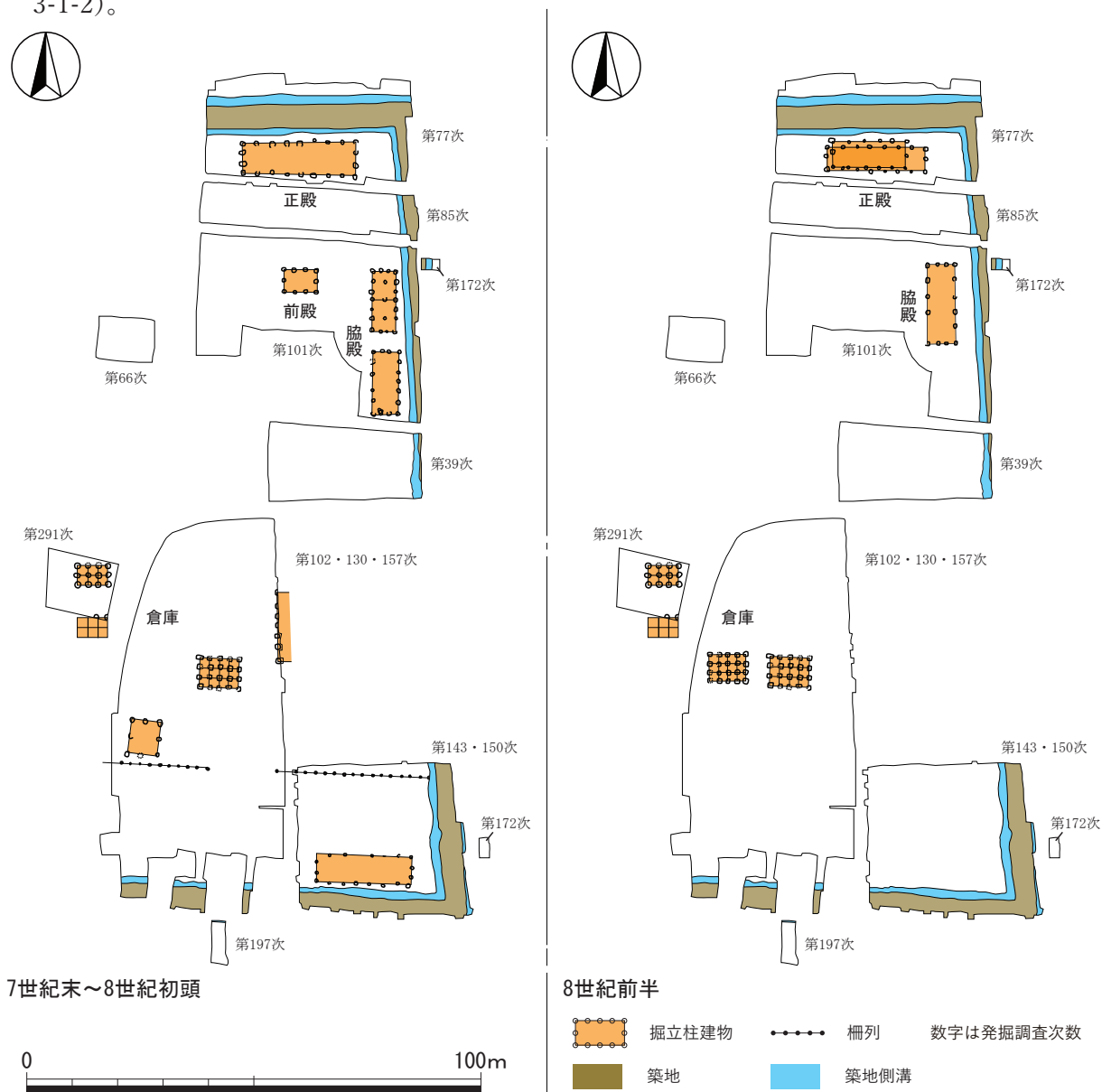


図3-1-2 I期政庁主要遺構変遷模式図(1/1,500)

3. II期政庁

8世紀中頃、筑後国府が広がる枝光台地の中央部に位置する阿弥陀地区に、築地塀・区画溝で囲繞されたII期政庁が新たに造営される。古宮地区からは東南約200mの位置にあたる。政庁の規模は、築地心々間で南北約75m、東西67.5mを測る。内部は未調査部分が多く不明な点が多い。しかし、建物配置は大宰府政庁や肥前国庁と同じく、正殿の東西前面に脇殿を2棟縦列する大宰府型と呼ばれるもので、前殿が伴う時期もある。また、政庁前面には大型掘立柱建物群が配置されており、朝集殿的な性格が考えられている。西脇殿の調査では、8世紀中頃から10世紀中頃にかけて、規模・構造・位置を変えながら建替えが行われたことが判明しているが、瓦葺きの礎石建物となる時期があり、筑後国府全時期を通して、瓦葺き建物はII期政庁にしか存在しない。このII期政庁の出現を以て、行政実務を執り行う、本来の意味での政庁が完成することになる。しかし、律令体制の基本である土地制度が崩壊していく中、10世紀中頃に火災に遭い消失したことが発掘調査により判明している。この火災の原因として、想定されているのが天慶4年(941)の藤原純友の乱である。『扶桑略記』によると、大宰府軍を打ち破った純友が、財物を略奪し大宰府を焼き払った。大宰府政庁の発掘調査では、この時の焼土が政庁全域におよび、火災が大規模なものであったことが判明している。筑後国府が焼き討ちに遭った記事は伝わっていないものの、大宰府と至近距離に位置する筑後にもその余波が及んだ可能性もある。このように、II期政庁は、律令体制の成立→充実→衰退の過程を辿ることができる貴重な遺構であると言える(図3-1-3)。

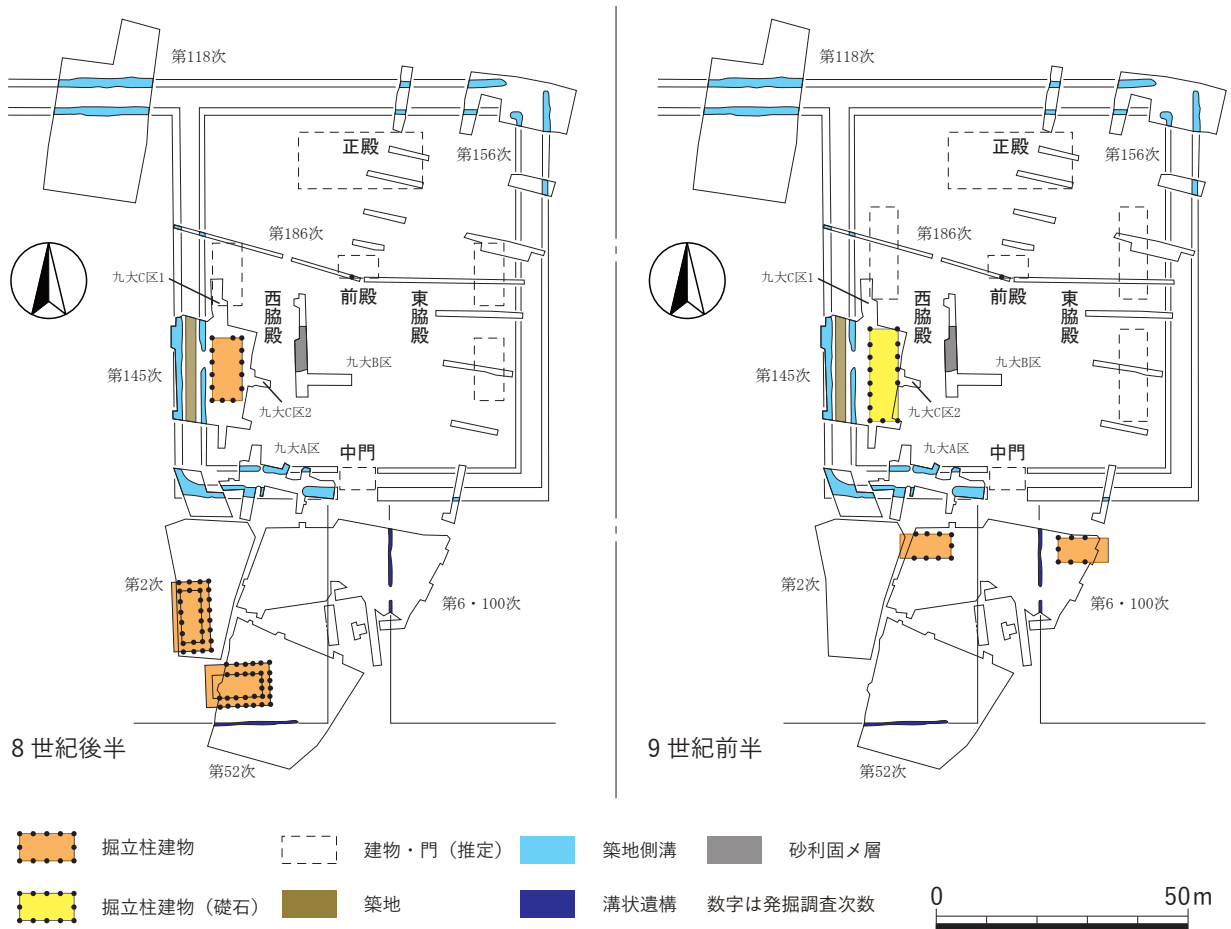


図3-1-3 II期政庁主要遺構変遷模式図(1/1,500)

4. III期政庁

III期政庁は、II期政庁から東へ約0.6kmの朝妻町三丁野地区に広がる。数回に及ぶ発掘調査によって、政庁規模は南北長141m、東西長137mで、周囲は幅約3mの大溝が廻る。政庁としては全国最大である。政庁北側の官道に向かって八脚門が開き、東西辺の中央部には出入口が設けられる。正殿は、区画内の中央北寄りに置かれ、南廂東西棟の掘立柱建物である。正殿の東西には、2棟の南北棟掘立柱建物である脇殿が縦列配置され、南側の第二脇殿は、3間×12間という大規模なものである。築造時期は出土遺物から10世紀中頃、廃絶が11世紀後半と判断される。高良大社に伝わる『高良記』には、「初メノ符ハ、朝妻ノ下ニアリ。白川院七十二代延久五年癸丑年、今ノ符ニヒカル、ナリ。モトノ符ヲ古符ト申也。」とある。延久五年とは1073年であり、朝妻町三丁野地区で検出されたIII期政庁の廃絶時期と一致する。『高良記』の言う符とはこのIII期政庁を指し示している可能性が高く、考古学的な調査成果が文献資料と一致する稀少な例と言えよう。また、律令体制が崩壊し、各国では国府が廃絶していく10世紀中頃にあつて、全国最大の規模を誇る政庁を新たに造営した理由は、当時、禁止されていた私貿易が盛んであつた有明海方面や情勢不安定であつた大宰府管内への警戒を強めたものとも言われるが、地方における平安時代後期の様相を知る上で極めて貴重な遺構であると言える(図3-1-4)。

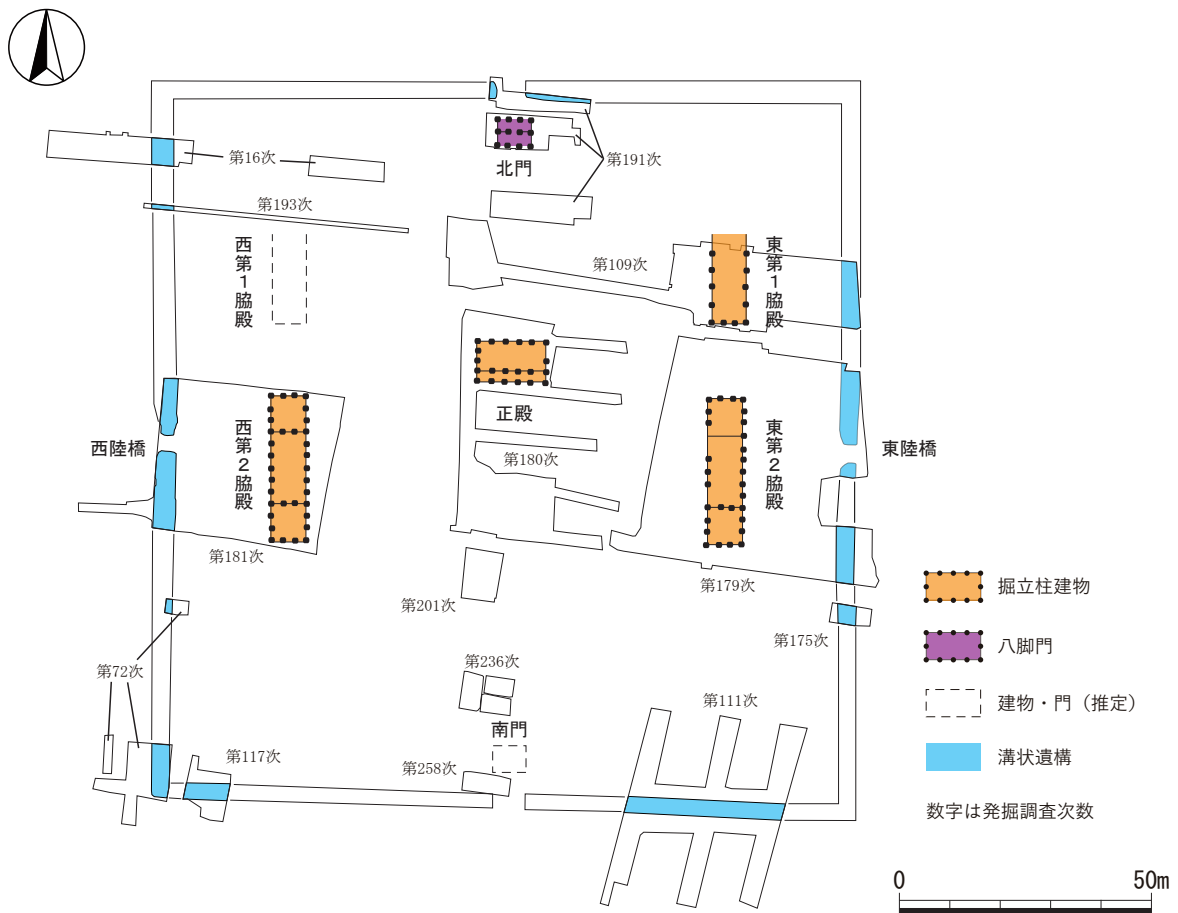


図3-1-4 III期政庁主要遺構模式図(1/1,500)

5. IV期政庁

前述したIII期政庁の南側には水縄断層系追分断層によって形成された断層崖が迫る。その崖上には市立南筑高等学校が立地するが、校内では『高良記』のいう「今ノ符」への移転年代とほぼ一致する横道遺跡が発見されている。横道遺跡では、11世紀末から12世紀後半までの官衙的な建物が検出されており、IV期政庁と想定されている。調査では政庁・正倉・館と考えられるブロックが確認されており、遺跡の中央付近では、東西方向の道路遺構が検出されている。この道路遺構の北側が政庁域、南側が館、これらの約80m西側で検出された3間×4間の総柱建物付近が正倉地区と想定されている。政庁域には正殿と考えられる大型の四面廂建物が確認されており、その廃絶後には長大な側柱建物4棟がロ字型に配置される。館と想定できる地区では、4間×5間の掘立柱建物などが重複して検出されている。これらの建物群は、12世紀後半まで存続したことが判明しているが、宮内庁書陵部蔵の『筑後国検交替使実録帳』には、大治5年(1130)から仁治2年(1241)までの筑後国内に存在する官衙・寺院などの実情を記録している。国府院・駅館の無実・破損の状況が克明に記録されているが、IV期政庁の状況を記録したものである可能性も考えられる。律令末期から武家社会の胎動期における、地方社会の実情を物語る貴重な遺構と言える(図3-1-5)。

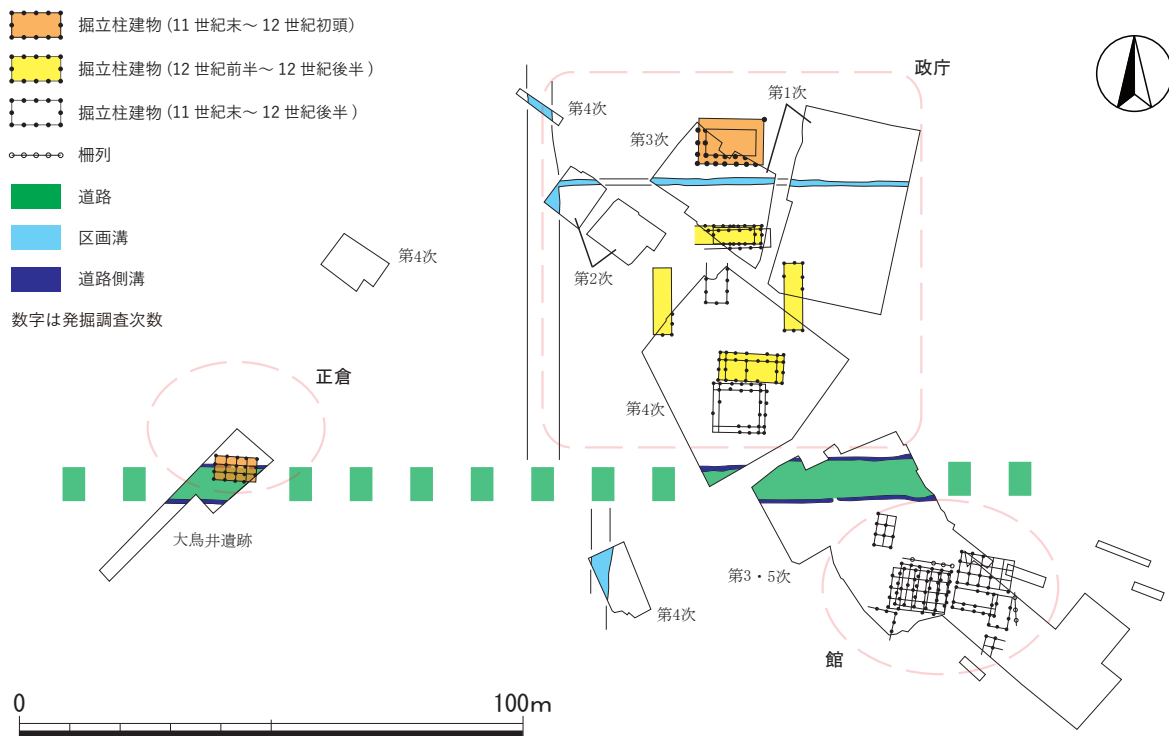


図3-1-5 IV期政庁主要遺構模式図 (1/1,500)

6. 国司館

筑後国府跡は、7世紀末から12世紀後半に及ぶ遺構が確認されているため、各時期において



図 3-1-6 国司館跡主要遺構模式図 (1/1,500)

国司の住まいである国司館が営まれたと想定されるが、ここでいう国司館は、II期政庁に伴う9世紀中頃から9世紀後半に営まれ、ギャクシ・柿ノ内・風祭・井葉地区で確認されている国司館を指す。

ギャクシ地区や柿ノ内、井葉、風祭地区には、昭和53年(1978)からの発掘調査において、7世紀から10世紀に及ぶ多くの遺構群が広がっていることが確認されている。これらは、①7世紀末、②8世紀初頭から8世紀中頃、③8世紀中頃から8世紀後半、④9世紀中頃から9世紀後半、⑤10世紀中頃の5期に画期があり、それぞれ①I期政庁付属官衙群、②・③II期政庁造営関連遺構群と付属官衙群、④II期政庁機能時の国司館、⑤II期政庁移転後の墓地群とされる。この中で、④II期政庁機能時の国司館は、築地塀や溝、連続土坑列で北辺約85m、南辺約70m、南北長約180mが囲繞される。さらに中央付近で南北に2分され、北側を中央区画、南側を南区画と呼称している。土坑などからは、大量の供膳具とともに陶硯類、越州窯系青磁などの輸入陶磁器、緑釉陶器・灰釉陶器、墨書・刻書土器などの遺物が多量に出土している。南辺溝からは、「守館」墨書土器が出土し、国司館とする根拠となっている。『日本三代実録』には、元慶7年(883)7月に筑後守都朝臣御西が国司館において殺害された記録が記載されているが、9世紀後半という時期を勘案すれば、その舞台となった国司館である可能性は高い。考古学的な調査成果が文献から意味付けされる貴重な遺構である(図3-1-6)。

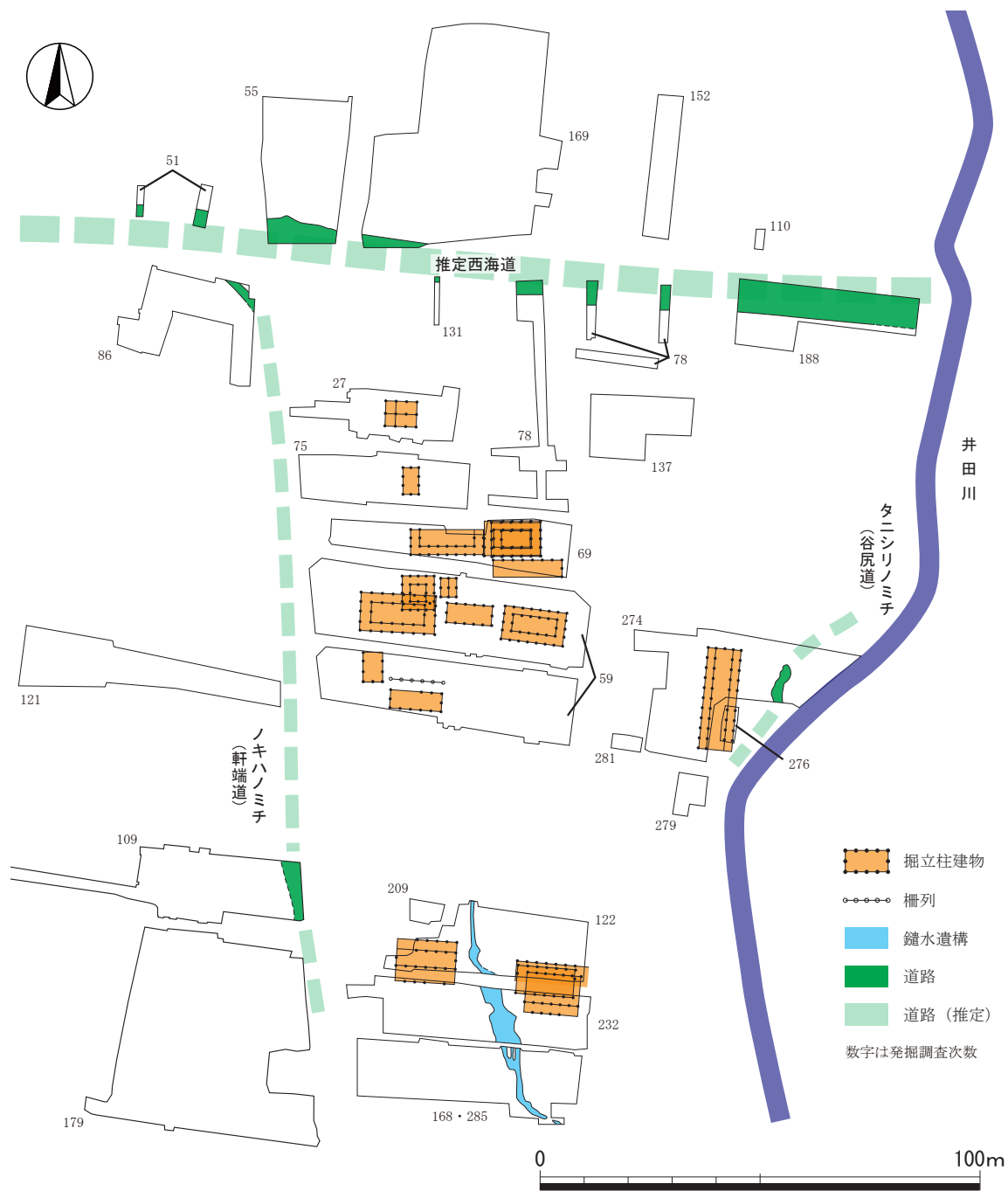
7. 在国司居屋敷

在国司居屋敷の所在地は、『高良記』に「アサツマハ、在国司居屋敷ナリ」とあり、朝妻に在国司の居宅が営まれたことを伝えている。その範囲は、東は「タニシリノミチ」、西は「ノキハノミチ」、南は「チンサイカツシ」、北は「タハタノヨコミチ」を限り、四至を画すという。

発掘調査では井田川左岸沿いに「タニシリノミチ」を、III期政庁域の東限大溝上に「ノキハノミチ」と考えられる道路状遺構を検出している。また、南限は断層崖上の「鎮在カ辻」という遺称地名から断層崖付近に、北限は推定西海道付近に想定される。

この範囲からは、11・12世紀代の遺構を確認した。北半では四面廂建物を中心とする建物群や、『高良記』に見える在国司居宅内の薬師堂に比定される二間四面廂の建物を検出し、邸宅部にあたりと考えられる。一方、南半では東西棟建物とその間を蛇行気味に延びる鏈水遺構を確認した。このことから、居宅内の庭園部を形成するものと考えられ、朝妻の清水を導水し曲水の宴が興じられたと推察される。

在国司居屋敷は、考古・文献の両面からその所在が現地に比定できる貴重な調査事例であるとともに、特に、鏈水遺構の調査事例は全国的にも希少であり、往時の習俗を今に伝える重要な遺構である(図3-1-7)。



8. その他の主要遺構群と出土遺物

筑後国府跡の特徴として、発掘調査が政庁域にとどまらず、その周辺でも実施されていることがあげられる。その結果、篠窯須恵器・京都系土師器・国産陶器（図3-1-8）をはじめ、南国諸島や東北地方との関連を示す土器（図3-1-9）や、中国産磁器・イスラム陶器（図3-1-10）などの輸入陶磁器が出土し、当地は物資の結節点であったと考えられる。また、律令体制の最盛期であったⅡ期政庁期の筑後国府は、東西に横断する官道を中心に、政庁や附属施設が造営され、諸施設を結ぶ道路や役人の住まい、工房などが広がる人の集積地でもあり、都市的機能を果たしていたことが判明してきた。

図3-1-11に示した中には、発掘調査後に開発のために遺構が破壊されたものも含まれるが、大部分は埋め戻され現地に保存されている。これらの遺構は、「国府＝政庁」の調査・研究・整備に終始しがちな国府跡という遺跡を、面的な広がりを持つ都市的空間として認識させるものであり、国府本来の姿を示す重要な遺構群である。特に、国府内の施設の計画基準となったと思われる東西に通過する官道や関連する曹司群などは貴重であり、一部は政庁などの重要遺構と重複することから、史跡指定地に保存されている。



図3-1-8 緑釉陶器香炉



図3-1-9 東北地方との関連を示す土器

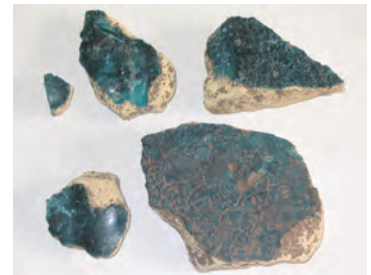


図3-1-10 イスラム陶器

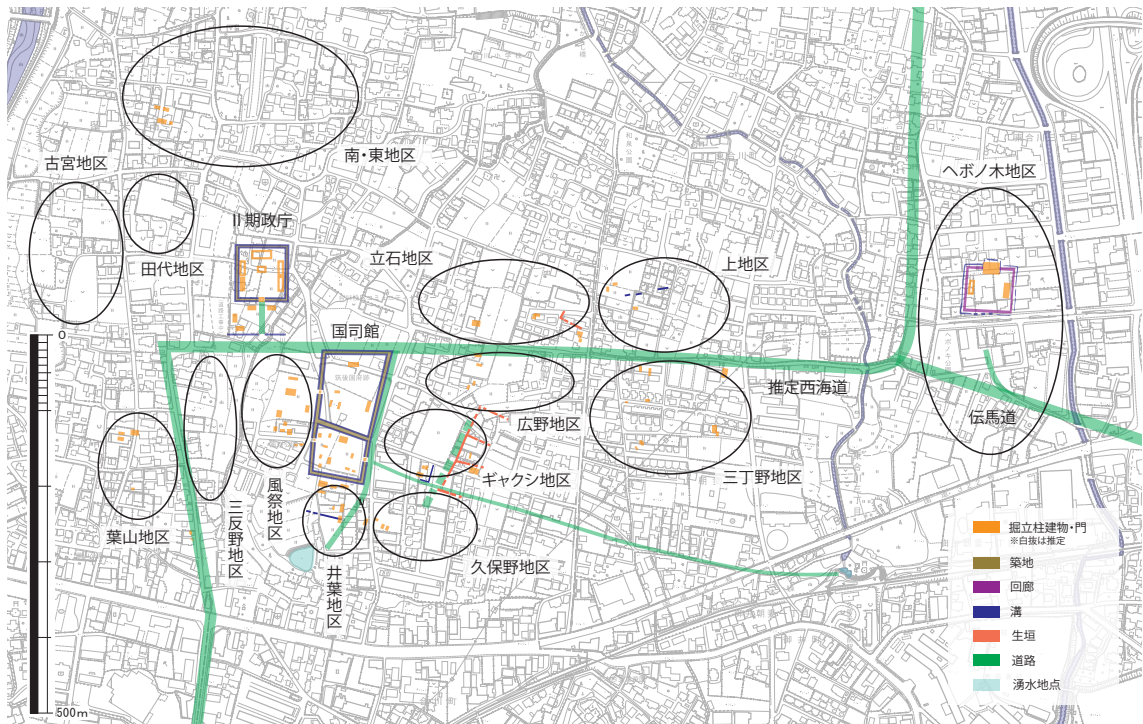


図3-1-11 筑後国府跡主要遺構分布図（9世紀後半）

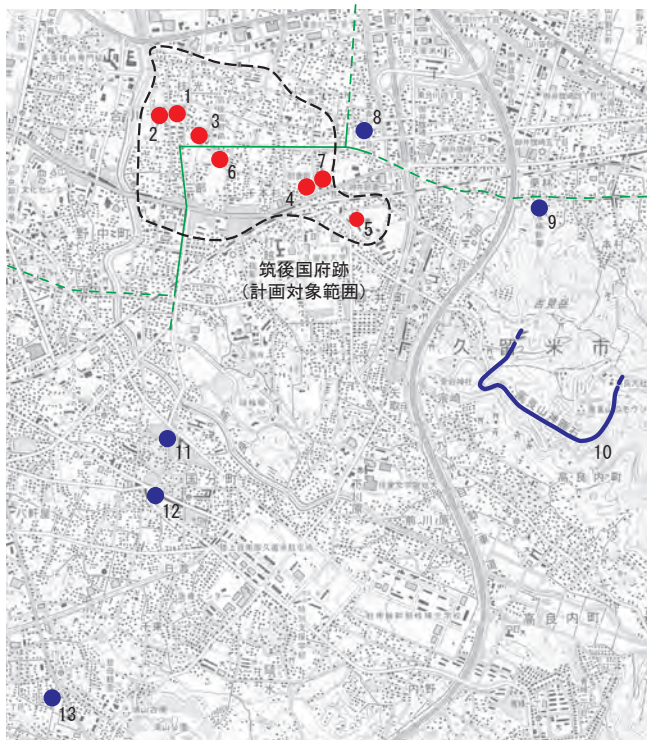
9. 関連遺跡

筑後国府跡に深く関わる周辺の遺跡には上津土塁跡・高良山神籠石・山川前田遺跡・へボノ木遺跡、筑後国分寺跡などがある（図 3-1-12）。

上津土塁跡は、明星山から西へ派生した浦山丘陵の西端と、その南方の本山丘陵を結んで、上津荒木川が形成した谷部を塞ぐように構築された土塁である。築造時期は7世紀から8世紀である。また、高良山神籠石は、高良山の西側斜面に位置する神籠石系山城で、7世紀中頃の築造と考えられている。

筑後国府跡（前身官衙）、上津土塁跡、高良山神籠石に見える共通事項として大地震の痕跡がある。前身官衙では東限大溝の噴砂、上津土塁跡では噴砂・地滑りが検出されている。神籠石でも列石線が途切れていることから、円弧摩擦滑りが発生して斜面が崩壊したという指摘がある。これらの地震痕跡は山川前田遺跡の調査によって、『日本書紀』天武7年（678）条に見える「筑紫大地震」に起因するものであり、その時点で同時併存していたものと考えられ、白村江の戦い後の防衛施設と推察されている。

へボノ木遺跡は筑後国府跡の東側、井田川を挟んだ対岸に位置する遺跡で、7世紀後半から8世紀中頃の四面廂建物を伴う回廊状遺構が検出されており、寺院あるいは郡衙と評価される遺跡である。この他にも8世紀代の筑後国府の官衙群に関連した居住用と推察される竪穴建物や9世紀代の掘立柱建物群などを確認でき、国府域の一端を形成する遺跡である。また、筑後国分寺跡は明星山から派生する丘陵先端部、現国分町に立地し、筑後国府跡の南方2kmに位置する。尼寺跡の実態は削平により定かではないが、僧寺跡では講堂・基壇・塔心礎・礎石抜き跡が検出され、徐々にその様相が明らかになりつつある。



- 1.前身官衙
 - 2.Ⅰ期政庁
 - 3.Ⅱ期政庁
 - 4.Ⅲ期政庁
 - 5.Ⅳ期政庁
 - 6.国司館
 - 7.在国司居屋敷
 - 8.へボノ木遺跡
 - 9.山川前田遺跡（水縄断層）
 - 10.高良山神籠石
 - 11.筑後国分尼寺跡（推定）
 - 12.筑後国分寺跡
 - 13.上津土塁跡
- 筑後国府跡主要遺構
● 筑後国府跡関連遺跡
— 古代の道路跡

図 3-1-12 関連遺跡 (1/50,000)

第2節 指定に至る経緯

『筑後将士軍談』、『筑後国郡誌』で、久留米藩の国学者である矢野一貞は、御井郡枝光村（現在の合川町）を筑後国府の推定地としているが、詳細な場所については、推測の域を出なかった。

現代に至り、昭和36年（1961）、歴史地理学的手法によって政庁の存在が想定されていた阿弥陀地区において宅地開発計画が持ち上がった。これを受けて市教育委員会は九州大学考古学教室に依頼し、同年8月に緊急発掘調査を実施した（図3-2-1）。調査の結果、政庁の南面築地や溝、礎石や大量の焼瓦などの遺物が確認されたことにより、筑後国府跡の科学的な検証が初めてなされた。

昭和49年度からは、市教育委員会が体制を整え、発掘調査を開始した。昭和53年（1978）、合川町字風祭地区を調査した第25次調査を契機として、開発に伴う緊急調査だけではなく、遺跡の保護のためにも急務となった政庁および国司館の構造の解明を目的として、補助事業による重要遺跡確認調査を昭和54年（1979）より開始する運びとなった。

その成果や開発の進行に対応するため、昭和55年（1980）頃より、筑後国府跡について国の史跡指定を受けて遺跡の保存を図るべく、市教育委員会内部で検討が始められ、昭和56・58年度中に地域説明会を開催し、同意交渉を開始した。昭和61年（1986）以降、区画された範囲が確定できた国司館地区について文化庁より指定の方向性を持っている旨の回答を得、さらに平成5年（1993）には阿弥陀地区についても区画を確定するための調査を行うよう指示を受けた。その間、市教育委員会は発掘調査を継続して進め、筑後国府は7世紀末から12世紀後半に至る約500年間、3回の移転を繰り返しながら存続し続けたことが判明した。

発掘調査の成果により、平成8年（1996）3月26日にI期政庁（古宮地区）の一部、および国司館跡（柿ノ内・ギャクシ地区）の一部、合計14,771.41㎡が史跡の指定告示を受けた。その後、平成15年（2003）8月27日にはII期政庁（阿弥陀・脇田地区）および国司館跡（井葉・風祭地区）の20,853.67㎡分、平成19年（2007）2月6日には田代地区で新たに発見した前身官衙の中心施設跡2,801.76㎡分が追加指定された。さらに、平成24年（2012）9月19日には国司館とII期政庁の3,779.28㎡分が追加指定されことにより、現在の指定面積は42,206.12㎡となっている（図3-2-2、図3-2-3）。



図3-2-1 九州大学による発掘調査（『市政くろめ』第103号抜粋 昭和36年9月1日刊行）

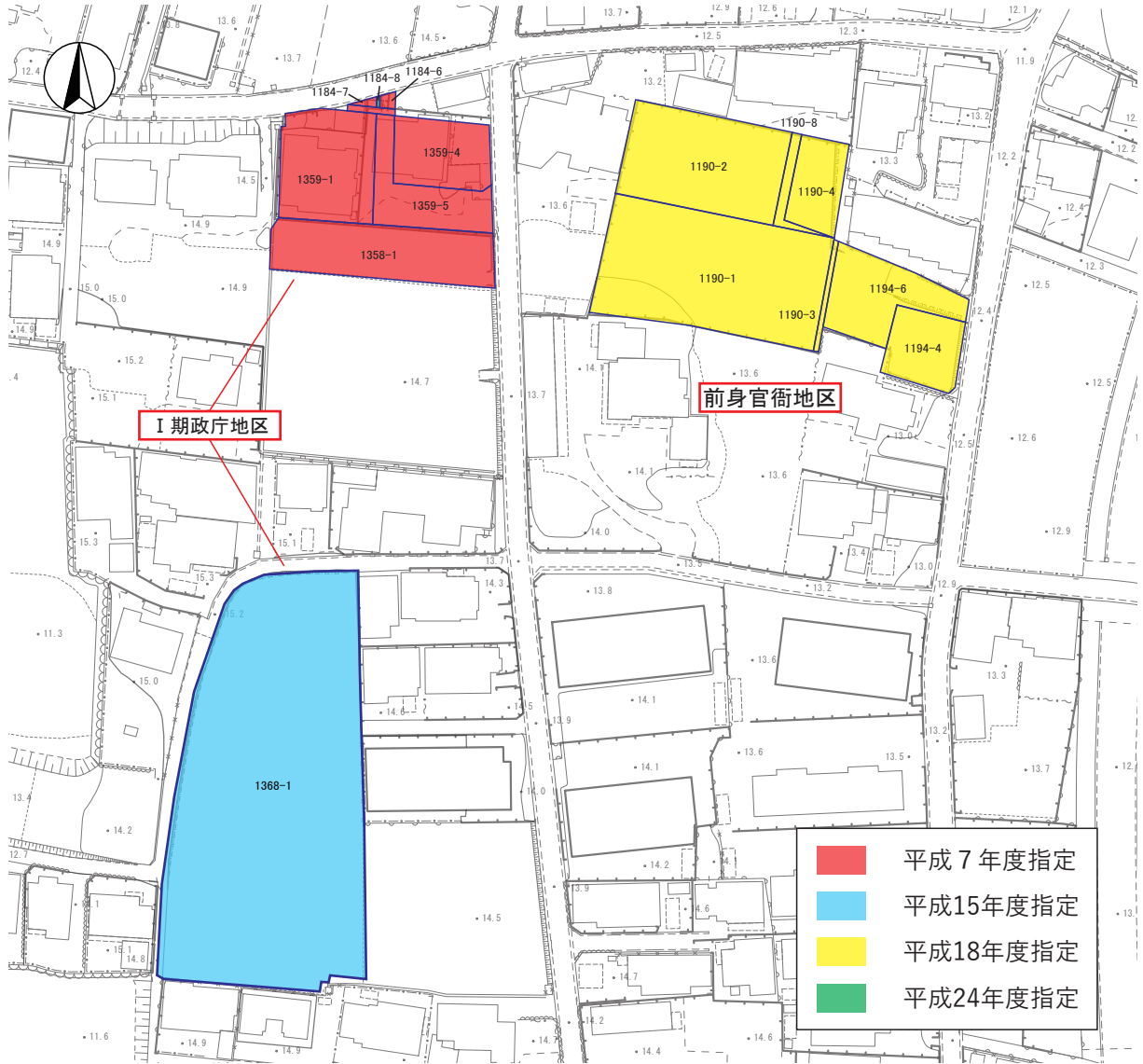


图 3-2-2 指定範圍图 (前身官衙地区、I 期政庁地区) (1/1,500)

第3節 指定説明と史跡指定地の状況

1. 指定告示

(1) 史跡指定時の指定告示

指定における告示は、以下のとおりである。なお、種別については史跡である。

表 3-3-1 文部省告示第 35 号

【指定年月日】	平成 8 年（1996）3 月 26 日
【名称】	筑後国府跡
【所在地】	<p>○福岡県久留米市合川町字ギャクシ 190 番 2、190 番 3、191 番 1、191 番 2、192 番 1、193 番 1、193 番 6、 194 番 2、194 番 5、195 番 2、195 番 5、196 番 1、196 番 2、196 番 3、 197 番 1、197 番 2、197 番 3、198 番 1、198 番 2、198 番 5、198 番 6、 198 番 7、198 番 8、198 番 9、199 番、200 番 1、200 番 2、200 番 3、 200 番 4、201 番 1、201 番 2</p> <p>○福岡県久留米市合川町字風祭 243 番</p> <p>○福岡県久留米市合川町字井葉 202 番 2、203 番 2、204 番 2、205 番 2</p> <p>○福岡県久留米市合川町字柿ノ内 369 番、370 番 1、370 番 2、371 番 1、371 番 2、372 番 3、372 番 4、 372 番 5、372 番 6、373 番 2、373 番 3、374 番 1、374 番 2、375 番 1、 376 番 1、376 番 3、377 番 1、377 番 2、378 番 1、378 番 2、379 番 1</p> <p>○福岡県久留米市合川町字古宮 1358 番 1、1359 番 1、1359 番 4、1359 番 5</p> <p>○福岡県久留米市合川町字大林 1184 番 6、1184 番 7</p> <p>上の地域内に介在する道路敷、水路敷を含む。</p>
【指定説明】	<p>筑後国府跡は、筑紫平野の南辺を西流した筑後川が流れを大きく南に変える下流左岸、久留米市合川町から御井町にかけての標高十数mの低台地上に位置する。</p> <p>合川町周辺に古瓦が散布することは早くから知られ、この付近を筑後国府に比定する見解もあったが、昭和 36 年に九州大学により同町字阿弥陀で行われた発掘調査により、築地跡、掘立柱建物跡の遺構や瓦、円面硯等の遺物が発見され、同地区に奈良時代の大規模な官衙が営まれたことが確認された。</p> <p>昭和 47 年からは久留米市教育委員会が継続的な発掘調査を実施しており、これまでに時期を異にする大規模な官衙跡を 4ヶ所で確認し、国府が三遷する様相を明らかにしている。それらは所在する字名をもとに、古宮国府（第 1 期国府、7 世紀末～8 世紀前葉）、枝光国府（第 2 期国府、8 世紀中葉～9 世紀）、朝妻国府（第 3 期国府、10 世紀～11 世紀中葉）、横道国府（第 4 期国府、11 世紀後葉～13 世紀）と仮称されている。</p>

また、調査では、第2期国府の時期に営まれ、国庁同様の規模をもつ国司館跡と推定される遺構の詳細も明らかになった。今回指定を図るのは、第1期国府の推定国庁跡の一部と第2期国府に伴う推定国司館跡の一画である。

第1期国府の国庁跡は、合川町字古宮に所在する。

遺構は大きく4期に分かれる。第1期は桁行6間、梁間3間の東西棟（正殿）を北奥におき、東南に桁行3間、梁間3間（もしくは2間）の南北棟（東脇殿）を配する。これと対称位置に想定される西脇殿は削平のため確認できていない。第2期には正殿は桁行7間、梁間3間に建て替えられるが、建物配置は第1期のものを踏襲する。第2期には正殿は桁行8間、梁間3間の規模になり、東脇殿は桁行6間、梁間3間の南北棟を2棟、西側柱筋をそろえて南北に並べ、また新たに正殿の前面に桁行3間、梁間2間の前殿を配置するようになる。第4期になると、正殿は桁行7間、梁間2間に、脇殿は桁行5間、梁間3間に変更される。なお、この区画の北と東は両側溝をもつ築地塀で区画され、東辺築地の北寄りに門がとり付く。また、東辺築地跡については約90m確認しているが、正殿西南方には築地跡と方位をそろえた区画塀が存在することなどから、圍繞空間はほぼ一町四方と推測される。このように存続の全期間を通じて、北辺築地寄りに中心建物（正殿）をおき、その前面に脇殿を配する形態が維持されているが、こうした建物配置は他の国庁に類似したものである。

国司館跡は、第2期国府の国庁跡（合川町字阿弥陀）の南東約100mにあり、小谷をはさんで国庁跡に対置する。第2期国府が営まれる8世紀中葉以降、4期にわたる変遷が認められるが、とくに最終期にあたる9世紀第3四半期から第4四半期にかけての時期に顕著な施設が営まれている。

国司館跡は幅約6mの東西道路（推定西海道）を北限とする方約二町の規模を有し、その中央北辺寄りに内郭を設ける。内郭は築地で圍繞され、北辺約83m、東辺約110m、南辺約73m、西辺約90mの規模で平面台形状を呈し、西辺中央には四脚門がとり付く。内部からは東南部で桁行6間以上、梁間2間の脇殿風の南北棟掘立柱建物、西南部でもこれと対になる掘立柱建物の一部を検出している。築地の両側には土坑列が並ぶ。このうち内郭側の土坑からは坏・椀・皿等の多量の土師器、外郭側の土坑からは施釉陶器、中国産磁器、硯や鞆羽口・埴塀等の鍛冶・鑄造関係遺物等が出土しているが、とくに伴出した「介」と記された墨書土器の存在が注目される。

外郭は内郭同様に築地で圍繞されていた可能性が高く、内部を方形に区画し官衙（曹司）を配置する。最も調査の進んでいる西方地区では、内郭同様に4期の変遷が認められる。外郭周縁部からも並行する土坑列が確認されており、外郭南部の土坑列からは「守第」と記された墨書土器が出土している。この遺構は、「介」「守第」の墨書土器から、第2期国府に伴う国司館の機能をもつ場であったと推測されるが、また、内郭を画する築地の内側土坑から供膳関係の多量の土師器を、外側土坑からは陶硯類を出土する事実は、内郭・外郭のそれぞれの機能を考える上で興味深いものがある。

『日本三代実録』によれば、元慶7年（883）7月、筑後国で群盗が夜陰に乗じて筑後守都御西を御西館に囲んで射殺し、財物を掠奪する事件が起こっている。事件の首謀者として筑後掾、少目、前掾らが逮捕され、仁和元年（885）に至って処断された。この事件は、国守御西が30余年間行われなかった筑後国の班田の復活を強行しようとし、任用国司や在地勢力と対立したことに起因するものと考えられるが、出土遺物の年代などから、事件の舞台となった御西館が、この国司館地区であった可能性が高い。

9世紀後半には、地方行政における権限が国司官長に集中し、一国の行政が官長に委任される傾向が強まるに従い、支配を強化する官長と任用国司や郡司・富豪らとの間で激しい対立が起き、各地で国司襲撃事件が発生した。筑後守襲撃事件も、この時代を象徴する事件のひとつといえるが、こうした地方支配体制の大きな変化に相応する時期の国司館跡の検出は、学問上極めて貴重である。

仁治2年(1241)の「筑後国検交替使実録帳(筑後国交替実録帳)」には、前司の死亡に伴い派遣された検交替使が、大宰府官人と共に前司同任との間で交替事務を行っていることが記されており、筑後国府が13世紀前半まで存続していることが知られる。筑後国府は古代から中世前期までの国府の移転・存続が考古学的に実証された希有の例であると共に、国庁と国司館地区との対になる様相が解明され、しかも国司制度上の大きな変化が進行する時期の国司館跡の実例を示した点でも極めて貴重な例である。よって、史跡に指定しその保存を図るものである。

(『月刊文化財』369号、平成6年6月)

(2) 追加指定時の指定告示

第3章第1節で述べた経緯のように、追加指定は三度行われている。追加指定における告示は、以下のとおりである。

表 3-3-2 文部科学省告示第141号

【指定年月日】	平成15年(2003)8月27日
【名称】	筑後国府跡
【所在地】	<ul style="list-style-type: none"> ○福岡県久留米市合川町字古宮 1368番1 ○福岡県久留米市合川町字阿弥陀 276番1、276番3、277番1、277番2、277番3、277番4、278番1、 278番2、278番3、279番、288番1、288番3、288番4、288番5、 288番6、288番7、289番、290番1、290番2、291番、293番1、 293番2、293番3、293番4、293番5、293番6、293番7、295番4 ○福岡県久留米市合川町字脇田 296番1、297番1、297番2、298番1、298番2、300番1、300番2、 300番3、300番4、300番5、300番6、300番7、300番8、300番9、 300番10、300番11、300番12、300番13、300番14、300番15、301番、 302番、303番、304番2、307番 ○福岡県久留米市合川町字風祭 232番2のうち実測83.10㎡、232番6、233番1、233番3、233番7 ○福岡県久留米市合川町字井葉 202番1、202番3、202番4のうち実測77.90㎡、203番1、204番1

	<p>上の地域に介在する道路敷、福岡県久留米市合川町字阿弥陀 276 番 1 と同 278 番 1 に挟まれ同字脇田 296 番 2 に接するまでの道路敷、同字ギャクシ 199 番と同字風祭 233 番 3 に挟まれ同字ギャクシ 201 番 2 と同字井葉 202 番 3 に挟まれるまでの道路敷のうち実測 359.02 m²を含む。</p> <p>○備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会および久留米市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。</p>
【 関係告示 】	平成 8 年文部省告示第 35 号
【 指定説明 】	<p>このたび、追加指定を図ろうとするのは、1 期国庁跡、2 期の国庁跡および国司館跡のかかる部分である。</p> <p>1 期国庁は南北約 180 m、東西 100 m 以上の規模で、築地と溝により方形に区画される。施設の北寄りと南寄りに掘立柱建物が集中する。7 世紀末から 8 世紀前半の時期である。2 期国庁は 1 期国庁の東方約 200 m にあり、東西 67.5 m、南北 75 m の規模で、築地に区画される。正殿、東脇殿は未確認であるが、西脇殿は 2 棟の南北棟建物が並列するものと推定される。建物は掘立柱建物と礎石建物の 2 種があり、6 回の建替が認められる。中央広場には石敷きがみられる。8 世紀中葉に造営され、10 世紀中葉ころまで継続する。2 期国庁に並行する時期の国司館が国庁の南東方約 200 m に、小さな谷を隔てて存在する。国府域の東西を縦貫する推定西海道の南に接しており、規模は南北約 180 m、北辺約 85 m、南辺約 70 m で、築地と溝により区画される。北辺から約 100 m ほどの地点で東西方向の築地により、南北 2 つの区画に分けられる。北区画からは「守第」「介」の墨書土器のほか、食膳具をはじめとした土器、陶磁器が多量に出土している。南区画には東辺、西辺に門が付設され、内部には四面廂付建物などがみられる。この館は 9 世紀中葉から後葉に営まれたが、これ以前の時期には 2 期国庁の造営に係わる工房と推定される竪穴、掘立柱建物と、その後国庁に付随すると推定される掘立柱建物群も存在する。</p> <p>このように、筑後国府跡は国庁の成立や移転、国司館などの関連施設のあり方を具体的に示す事例としてきわめて貴重であり、これらを追加指定し、保護を図ろうとするものである。 (『月刊文化財』479 号、平成 15 年 8 月)</p>

表 3-3-3 文部科学省告示第 12 号

【 指定年月日 】	平成 19 年 (2007) 2 月 6 日
【 名 称 】	筑後国府跡
【 所在地 】	○福岡県久留米市合川町字田代 1190 番 1、1190 番 2、1190 番 3、1190 番 4、1190 番 8、1194 番 4、1194 番 6
【 関係告示 】	平成 8 年文部省告示第 35 号及び平成 15 年文部科学省告示第 41 号

【指定説明】

今回追加指定をするのは、I期国庁よりもさかのぼる時期の建物である。筑後国府の発掘調査ではこれまでも、7世紀中ごろから後半にかけての遺構が数多く確認され、国府の成立以前に官衙的性格の施設の存在が推定されてきた。このたび宅地造成に伴う発掘調査により、梁間3間、桁行5間、床面積63㎡で南に廂もしくは目隠し塀を伴う掘立柱建物と、同じ規格で床面積109㎡で四面廂をもつ掘立柱建物が検出された。直接的に時期を示す遺物は出土していないが、いずれも7世紀中ごろと考えられる東西棟で、前者から後者へと建て替えられている。これに伴う建物や区画施設などは明らかではないが、重要な官衙施設としての機能をもつ建物であったと考えられる。

これらの掘立柱建物は、筑後国府の成立過程を知る上できわめて重要な遺構であり、追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(『月刊文化財』521号、平成19年2月)

表 3-3-4 文部科学省告示第 151 号

【指定年月日】	平成 24 年 (2012) 9 月 19 日
【名称】	筑後国府跡
【所在地】	<p>○福岡県久留米市合川町字大林 184 番 8</p> <p>○福岡県久留米市合川町字阿弥陀 295 番 1、295 番 3</p> <p>○福岡県久留米市合川町字風祭 229 番 3、230 番 3、230 番 4</p> <p>○福岡県久留米市合川町字井葉 205 番 1、207 番 4、208 番 1、208 番 2、209 番 1、209 番 3、209 番 4、 209 番 5、209 番 6</p> <p>福岡県久留米市合川町字井葉 208 番 1 と 209 番 4 に挟まれ 209 番 5 と 211 番 1 に挟まれるまでの道路敷を含む。</p> <p>○福岡県久留米市合川町字脇田 296 番 2 のうち実測 3.28 平方 m</p> <p>福岡県久留米市合川町字阿弥陀 295 番 3 と同脇田 296 番 2 に挟まれる道 路敷を含む。</p> <p>○備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測 図を福岡県教育委員会及び久留米市教育委員会に備え置いて縦覧に供す る。</p>
【関係告示】	平成 8 年文部省告示第 35 号及び平成 15 年文部科学省告示第 41 号、 平成 19 年文部科学省告示第 12 号

【 指 定 説 明 】

筑後国府跡は、7世紀末のⅠ期国庁から13世紀初頭に終焉するⅣ期国庁までの変遷が正確に追えるという重要性から、Ⅰ期国庁およびⅡ期国庁の主要部分については平成8年に史跡に指定された。また、平成18年には、Ⅰ期国庁の東側近接地から7世紀後半の前身官衙が確認され、追加指定も行われた。

この前身官衙については、筑後国府成立以前に造営された官衙で、大型四面廂建物を中心に掘立柱建物群が取り囲み、東辺には大溝が、北辺には土塁を伴う大溝が確認されており、規模・内容とも全国的に類例のないものである。Ⅰ期国庁は、前身官衙の西側に近接し、出土遺物から筑後立国に際して設置された7世紀末の国庁と考えられ、諸国の国庁に比べて年代的に古く位置づけられる。その北東部には政庁と考えられるコ字状配置の掘立柱建物群が、南部には正倉と考えられる東西棟大型建物群や総柱建物群が配置される。Ⅱ期国庁は、8世紀中ごろにⅠ期官衙の東200mに移設される。南北75.0m、東西67.5mの築地塀で囲まれた国庁は大型建物がコ字状に配置される。そして、官道を挟んだ国庁の南東50mには、築地塀や溝によって最低3区画を有する国司館が確認されている。Ⅲ期国庁については10世紀前半にⅡ期国庁の東500mに、Ⅳ期国庁については11世紀末にⅢ期国庁のさらに南東400mに移設していることが明らかになっている。

今回、新たな条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(『月刊文化財』588号、平成24年9月)

(3) 史跡指定後の地番の変更

史跡指定後の公有地化等の進展により、地番に変更があったものは表3-3-5の通りである。

表 3-3-5 史跡指定地内地番新旧対応表

字名	旧地番	新地番	要因
ギャクシ	191-1	191-3	分筆
		191-4	
	193-1	193-9	分筆
	196-3	196-1	合筆
	197-1		
	198-5		
	200-2	200-1	合筆
200-3			
200-4			
柿ノ内	369	369-1	分筆
		369-2	
		369-3	
	371-1	371-4	分筆
		371-5	
		371-6	
		371-7	
375-1	375-4	分筆	
	375-5		
風祭	233-1	233-8	分筆
		233-9	
脇田	298-2	298-3	分筆

2. 史跡指定地の概要

(1) 土地所有状況

史跡指定地は、民・市・国および土地改良区によって分有される。令和2年(2019)3月時点で、史跡指定地の76.79%を市が所有している。国有地を含めると84.73%が公有地となる。残りのほとんどが民有地であり、I期、II期、国司館地区の順に民有地の割合が高く、特にI期政庁地区については同地区の約90%を占める。(表3-3-6、図3-3-1、図3-3-2)

表 3-3-6 土地所有状況一覧表

	市有地	国有地	土地改良区 所有地	民有地	計 (史跡指定地に対する 地区面積の割合 %)
前身官衙地区 (㎡)	2,801.76				2,801.76 (6.64)
I期政庁地区 (㎡)	507.00			4,287.74	4,794.74 (11.36)
II期政庁地区 (㎡)	7,041.09	412.45	7.08	2,110.48	9,571.10 (22.68)
国司館地区 (㎡)	21,778.74	2,939.33	27.67	292.78	25,038.52 (59.32)
史跡指定地計 (㎡)	32,128.59	3,351.78	34.75	6,691.00	42,206.12
(%)	76.12	7.94	0.08	15.86	100.00

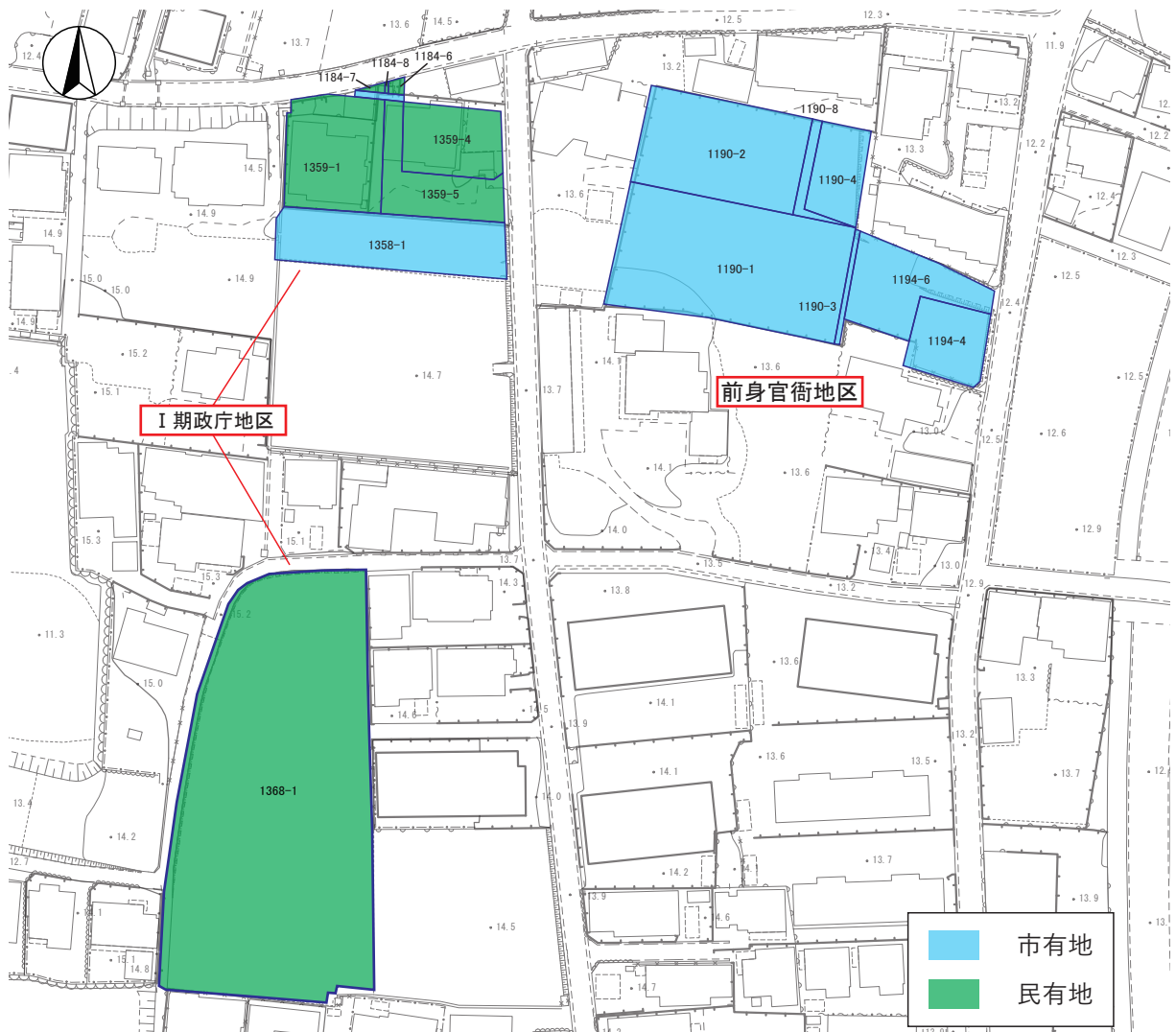


図 3-3-1 土地所有状況図 (前身官衙地区、I期政庁地区) (1/1,500)

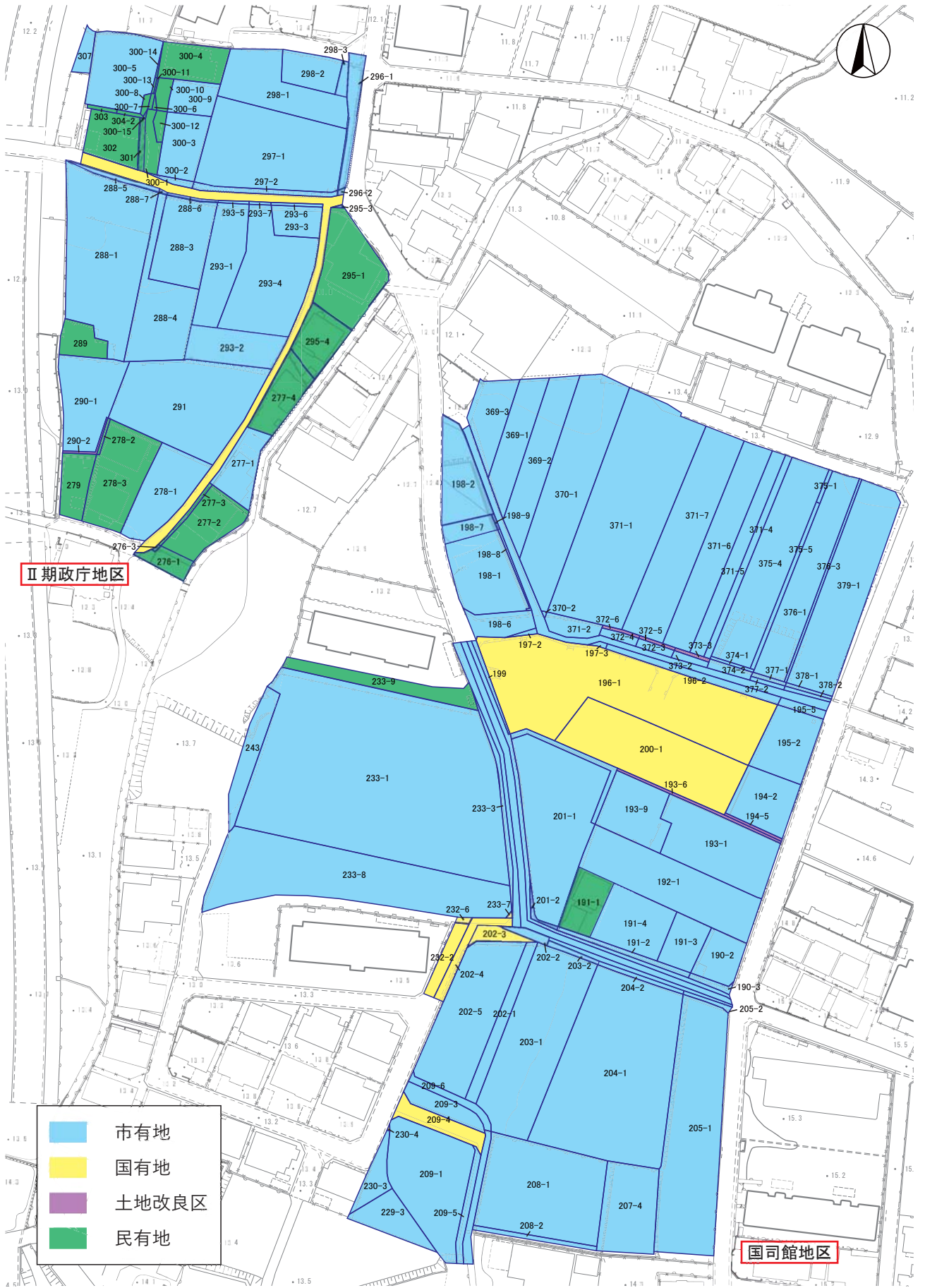


图 3-3-2 土地所有状况图（二期政庁地区、国司館地区）(1/1,500)

(2) 土地利用状況

現況の土地利用状況を示す（表 3-3-7、図 3-3-3 から図 3-3-6）。まず、史跡指定地のうち、前身官衙地区はすべて市有地であり、平成 24 年度に芝張りによる環境整備を実施している。Ⅰ期政庁地区は畑が大部分を占め、一部現在も利用されており、本地区北部に 2 棟の専用住宅が建っている。Ⅱ期政庁地区は宅地が多く、6 筆に専用住宅が 7 棟建っている。国司館地区は史跡指定面積に占める割合が一番高い地区で、かつ最も公有化が進んでいる地区でもあり、民有地は 2 筆を残す。いずれも地目は畑であるが、現況は 1 筆が倉庫・資材置き場として、1 筆が共同住宅の駐車場となっている。なお、墓地については、現状でⅡ期政庁地区内に 2 筆確認できる。これらの所有者は昭和初期や明治期に遡るため、相続人の特定が課題である。

次に、保護を要する範囲のうち、Ⅳ期政庁地区については学校用地であり、現在市立南筑高等学校にあたる。その他の地区については、個人住宅等および事業所がその大半を占め、前者はⅣ期政庁地区を除くすべての地区で見られ、事業所はⅢ期政庁地区に集中する。田・畑も僅かに残っており、一部を除き、現在も作付けがなされている。

なお、土地利用状況図の後に土地の地目別の状況を示した（図 3-3-7、図 3-3-8）。あわせて参照頂きたい。

表 3-3-7 地目別土地利用状況一覧表

	宅地	道路	市道	里道	公衆用 道路	田	畑	水路	墓地	計
前身官衙地区 (㎡)	2,801.76									2,801.76
Ⅰ期政庁地区 (㎡)	508.74						4,286.00			4,794.74
Ⅱ期政庁地区 (㎡)	3,691.41		209.57	202.88	189.93	3,205.69	1,842.26	2.75	226.61	9,471.10
国司館地区 (㎡)	1,656.04	138.71	359.02	75.77	254.77	291.08	22,147.22		115.91	25,038.52
史跡指定地計 (㎡)	8,657.95	138.71	568.59	278.65	444.70	3,496.77	28,275.48	2.75	342.52	42,206.12
(%)	20.51	0.33	1.35	0.66	1.05	8.28	66.99	0.01	0.81	100.00

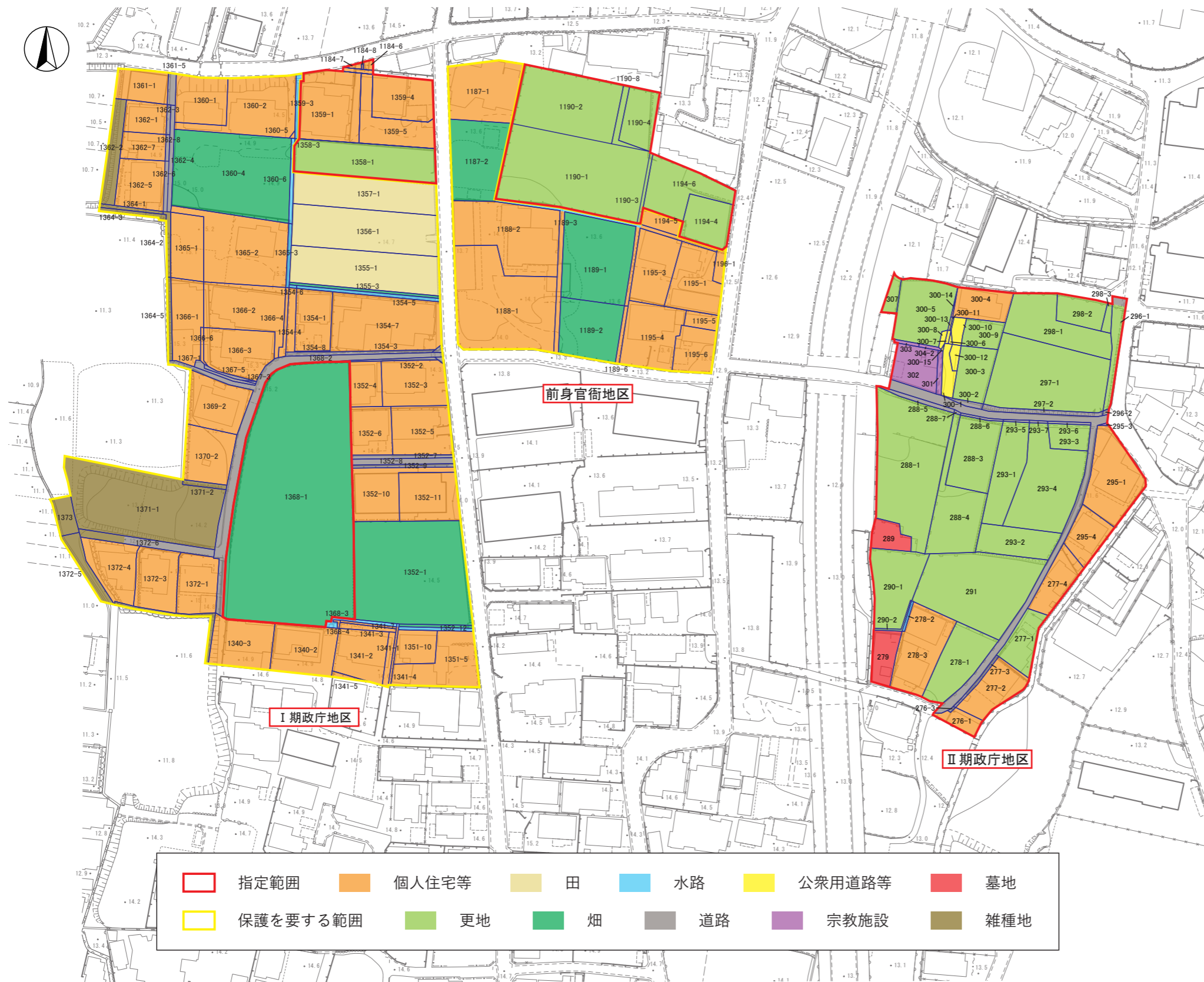


図 3-3-3 土地利用状況図 (前身官衙地区、I期政庁地区、II期政庁地区) (1/1,500)

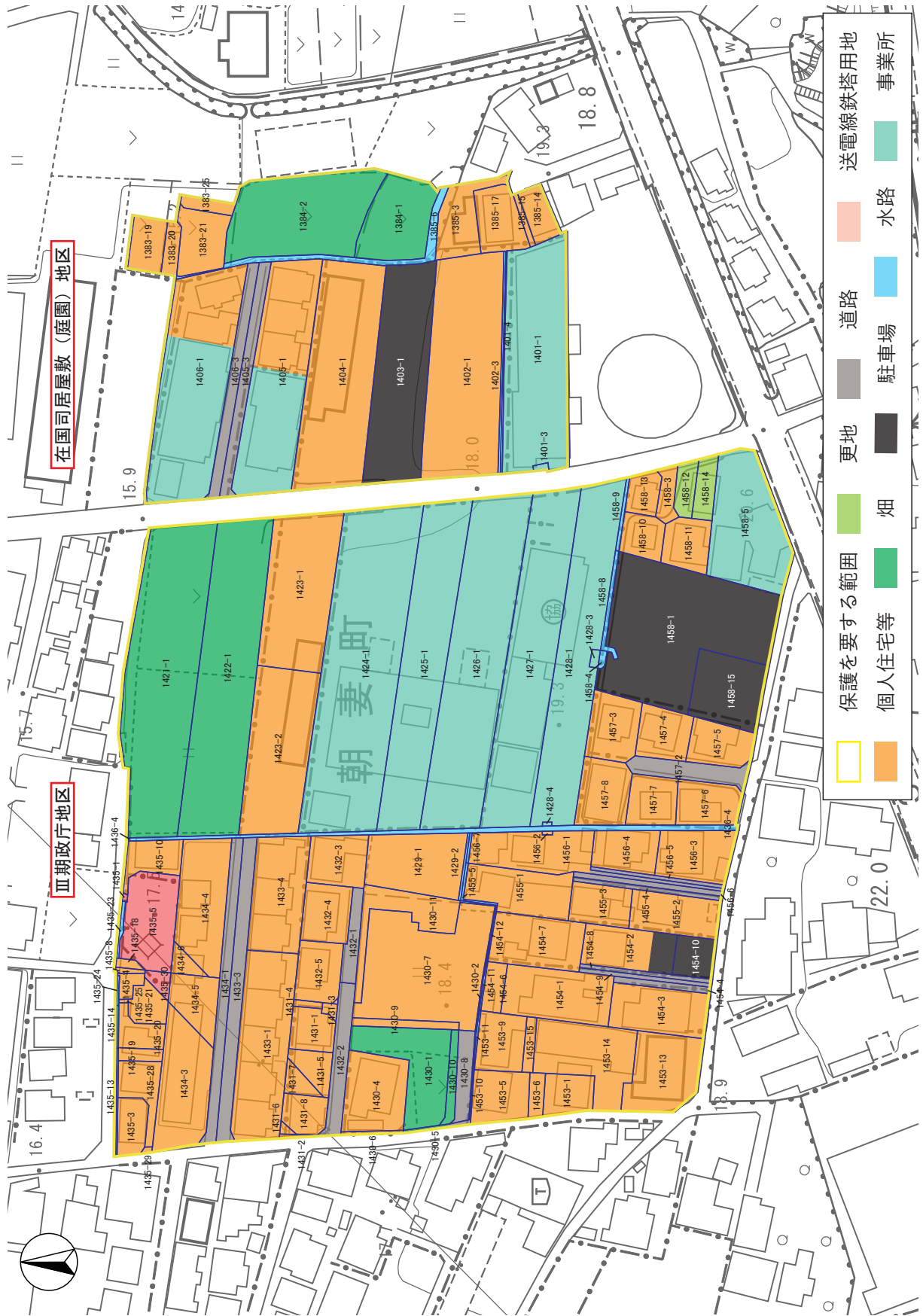


图 3-3-5 土地利用状况图 (Ⅲ期政庁地区、在国司居屋敷地区) (1/1,500)

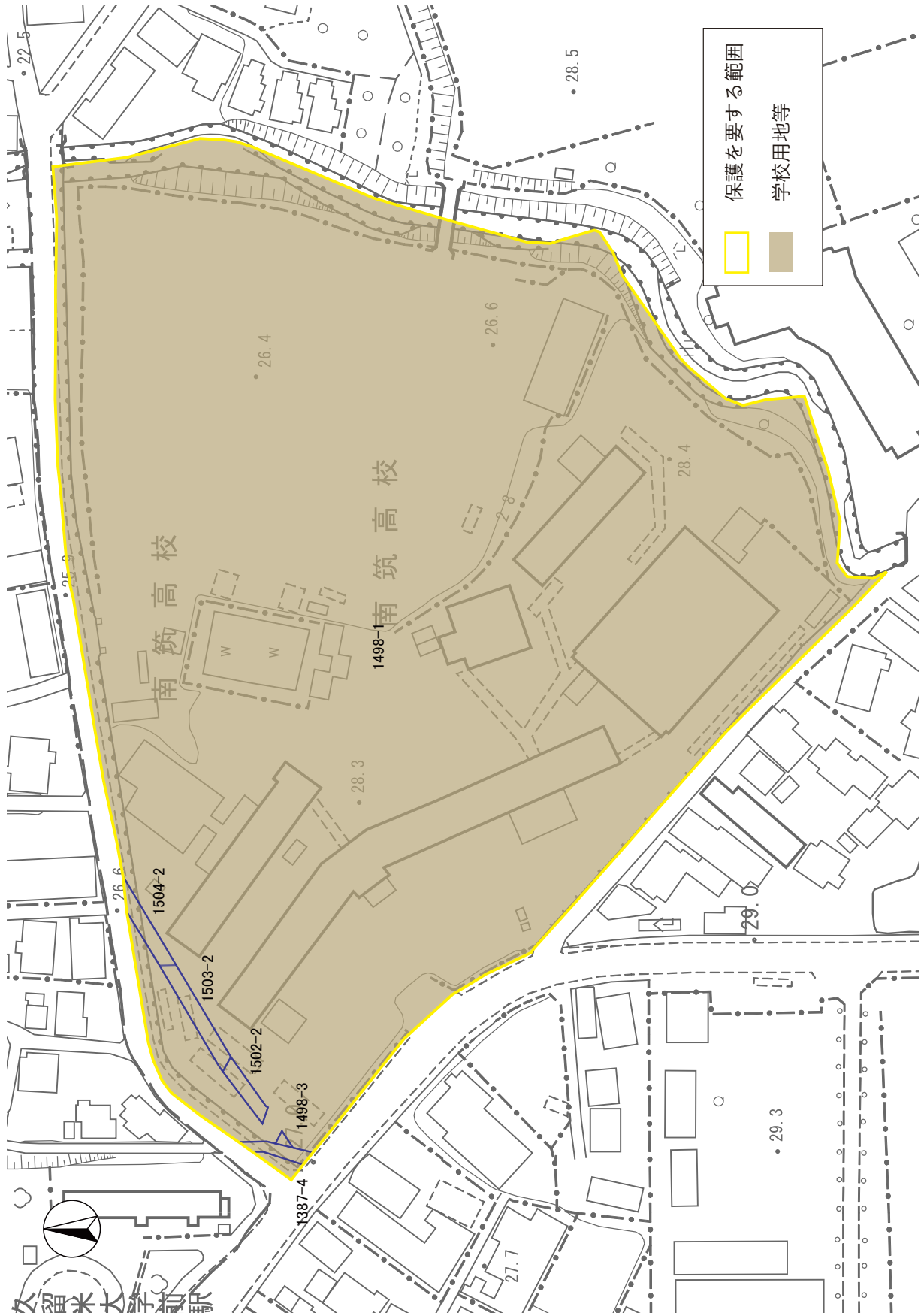


図 3-3-6 土地利用状況図 (IV期政庁地区) (1/1,500)

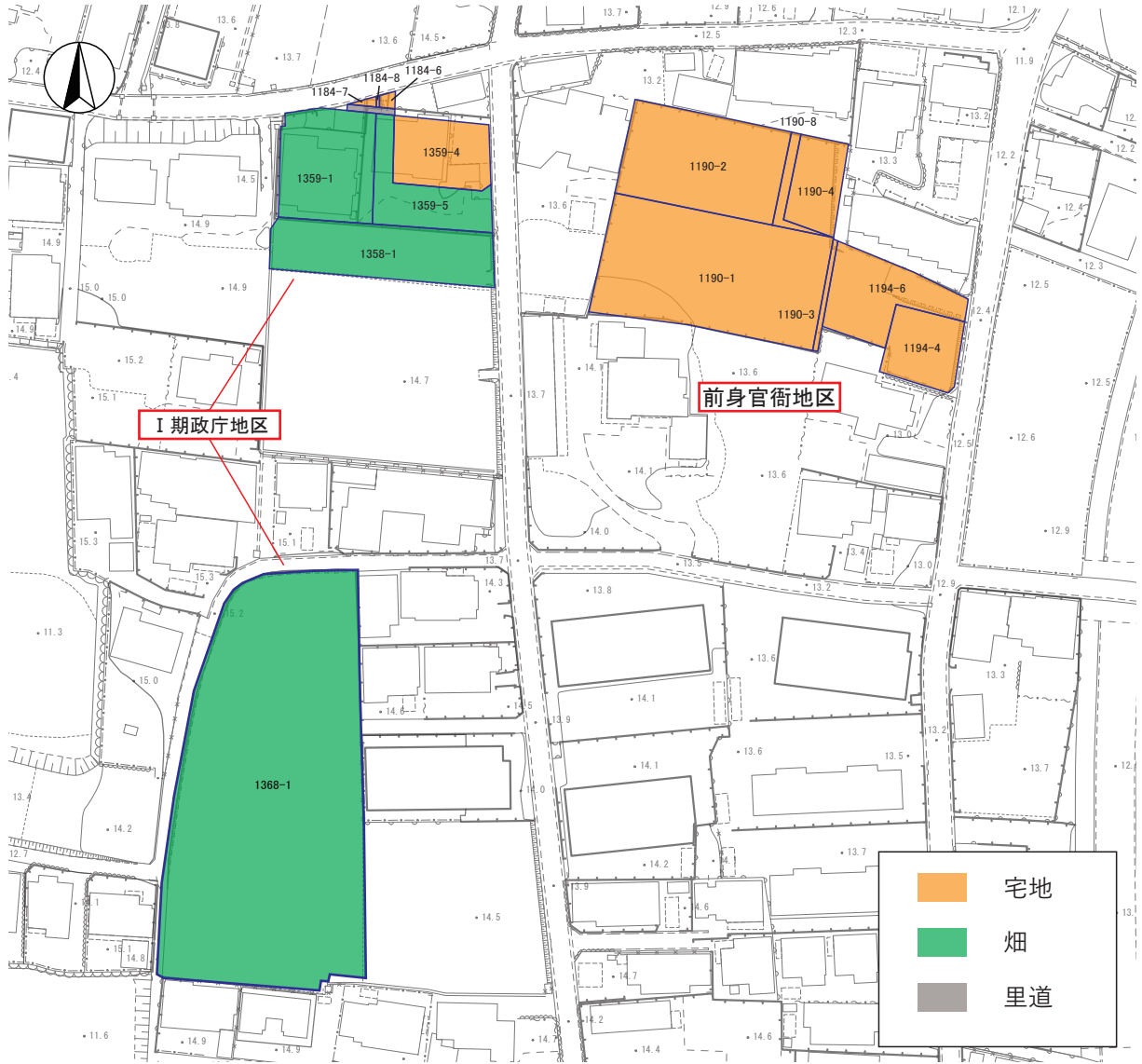


图 3-3-7 土地地目别状况图（前身官衙地区、I期政庁地区）(1/1,500)

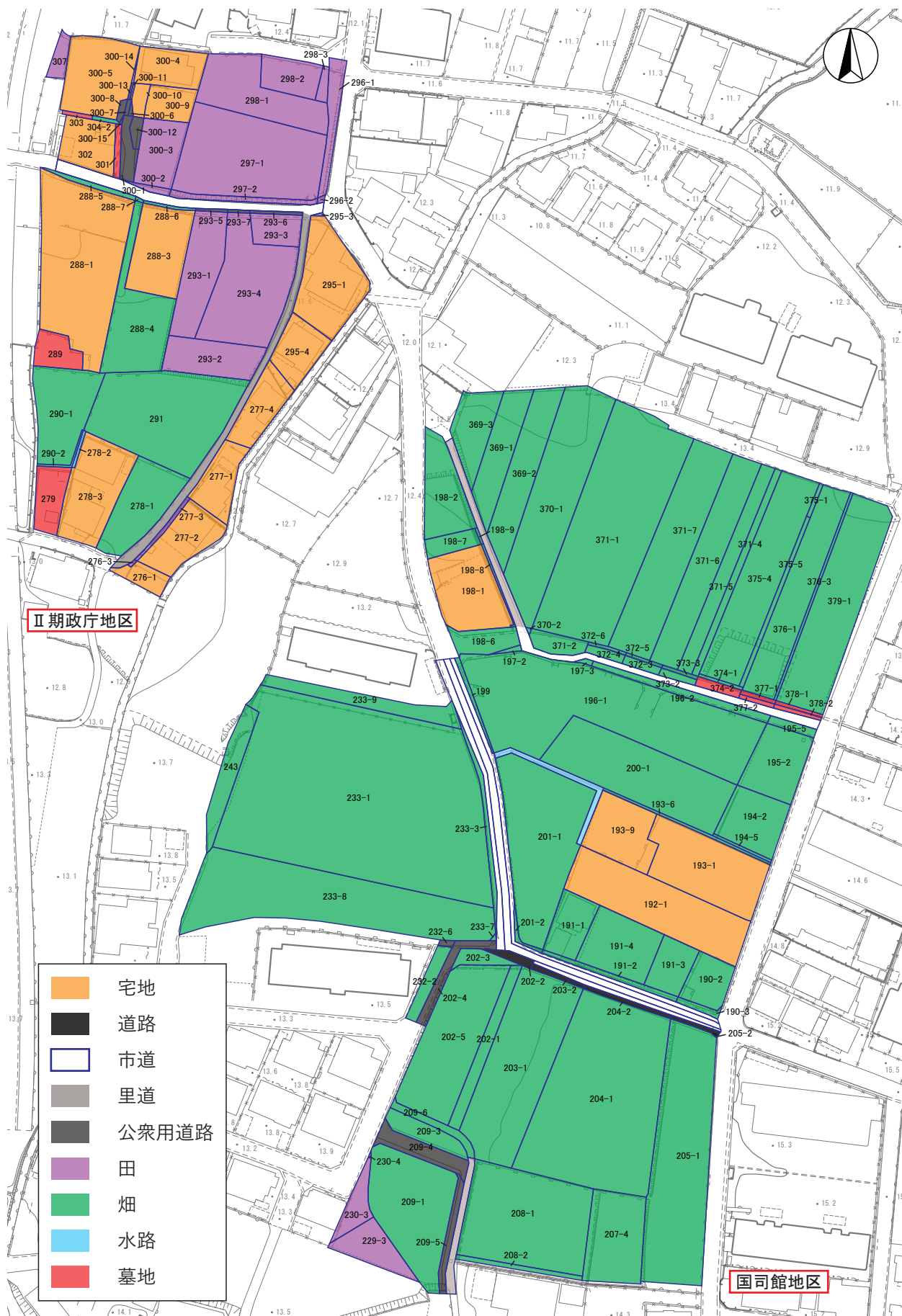


图 3-3-8 土地地目別狀況图 (II期政庁地区、国司館地区) (1/1,500)